

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第34号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第11条の 2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第11条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 一の世帯に属する被保険者である者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号。以下「政令」という。）第29条の 7第 1項第 1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 一の世帯に属する被保険者である者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の 7第 1項第 2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 一の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の 7第 1項第 3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定し

た介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

- (4) 一の世帯に属する被保険者である者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の 7第 1項第 4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第12条第 1号イ中「並びに」を「、」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第 2号ア中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の 6中「及び介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「及び第15条の 4」を「、第15条の 4及び第15条の 8」に改め、同条を第15条の11とする。

第15条の 5の次に次の 5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第15条の 6 子ども・子育て支援納付金賦課額の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第 1号に掲げる額の見込額から第 2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号及び附則第18条の 2において同じ。）の額

イ 第19条の 5に規定する算定方法に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ 法附則第 7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付

を受ける補助金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第75条の規定により貸し付けられる貸付金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ウ その他国民健康保険事業に要する費用（事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の 3第 1項、第72条の 3の 2第 1項及び第72条の 3の 3第 1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第15条の 7 子ども・子育て支援納付金賦課額は、一の世帯に属する被保険者である者につき算定した所得割額及び均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の 3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額）

第15条の 8 前条の所得割額は、一の世帯に属する被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に保険料率を乗じて得た額とする。

2 第14条第 2項の規定は、前項の基礎控除後の総所得金額等を算定する場合について準用する。

3 第 1項の保険料率は、子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の 6第 1号イに掲げる額の見込額から同号イに掲げる額に係る同条第 2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）に当該年度における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第11条の 2第 3項の規定に基づき愛知県知事が定める数（次条において「所得係数」という。）を当該数に 1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の 7第 5項第 4号ただし書に規定する場合は、国民健康保険法施行規則第32条の10の 2に規定する方法による補正後の基礎控除後の総所得金額等）の見込総額で除して得た数（小数点以下第 4位未満の端

数は、切り捨てる。)とする。

4 第14条第2項の規定は、前項の基礎控除後の総所得金額等を算定する場合について準用する。

5 第1項の所得割額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)

第15条の9 第15条の7の均等割額は、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額に1を当該年度における所得係数に1を加えた数で除して得た数を乗じて得た額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額)

第15条の10 第15条の7の18歳以上被保険者均等割額は、第15条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに掲げる額に係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

第18条の6第1項中「又は介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額又は子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第19条の4の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者について行う減額賦課)

第19条の5 当該年度において、一の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額は、第15条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額(第19条の2から前条までに規定する算定方法に従い当該世帯主に対して課する保険料の額を減額する場合にあっては、当該減額後の額のうち当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)から当該均等割額に相当する額を減額した額とする。

附則第2条中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号アに次のように加える。

(エ) 子ども・子育て支援納付金賦課総額をその年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額に平均被保険者数を乗じて得た額

附則第18条の次に次の見出し及び 4条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額の特例)

第18条の 2 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、第15条の 6の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる額の合算額から法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額とする。

(1) 当該年度における事業費納付金の納付に要する費用の額の見込額を附則第 2条第 4号に規定する割合で除した額と同条第 5号に規定する割合を乗じて得た額

(2) 第19条の 5に規定する算定方法に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

第18条の 3 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、前条の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定により算定した額に当該年度における附則第28条第 4項において準用する同条第 1項の規定により減額される子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の見込総額を合算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の特例)

第18条の 4 保険料率は、第15条の 8第 3項の規定にかかわらず、当分の間、前条の規定を適用しないものとして算定した子ども・子育て支援納付金賦課総額から、附則第18条の 2第 2号に掲げる額の見込額から同号に掲げる額に係る法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る特例額」という。）の 100分の50に相当する額に前条の見込総額を合算した額を第15条の 8第 3項の見込総額で除して得た数（小数点以下第 4位未満の端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、同項の見込総額の算定に当たっては、同条第 4項の規定は適用しないものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額の特例)

第18条の 5 子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額は、第15条の 9の規

定にかかわらず、当分の間、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る特例額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

附則第28条第1項中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定は、第15条の7の所得割額の算定について準用する。この場合において、第1項中「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「第14条第1項」とあるのは「第15条の8第1項」と、「附則第7条」とあるのは「附則第18条の4」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分以前の保険料については、なお従前の例による。